

平成29年度 伏見小学校いじめ防止基本方針

学校の教育目標

よく考え 仲間とかかわって 行動できる子

～自己をきたえ仲間と高め合う学校をめざして～

《願う学校の姿》

(1) 活力のある学校

- ◆課題に前向きに取り組む個と集団
- ◆自信になる宝物や自慢を創り上げる個と集団

(2) 感動のある学校

- ◆満足感・安心感・存在感のある学年・学級集団
- ◆行事や児童会活動に積極的に取り組む集団

(3) 笑顔のある学校

- ◆伏見小学校誇りの活動に取り組む集団
- ◆上級生の姿にあこがれをもち、高まろうとする集団

(4) 成長を実感できる学校

- ◆活力・感動・笑顔をめざした取り組みの中で
自らの成長を実感できる個人や集団
(継続的・段階的指導)

指導の重点

授業づくり よく考える子

○「わかる」「できる」授業追究

- ・町学力向上推進事業の取組
- ・自ら学習に取り組む集団づくり

○伏見大好きっ子の育成

- ・課題解決に取り組む総合的な学習
- ・地域に学び成果や思いを発信

○家庭学習の定着

- ・定着のための段階的指導の徹底
- ・家庭への積極的支援要望

○読書活動の活性化

- ・図書館の積極的活用
- ・家庭と連携した家読

生活づくり 心豊かな子

○人とかかわる力、思いやりの心の育成

- ・人権教育の重視(心・命の授業)
- ・道徳、特別活動の充実
- ・児童会活動の活性化(挨拶運動、言葉遣い、ボランティア活動)
- ・縦割り集団指導 仲よし班・通学班
- ・S S Tなどを活用した指導

○一人一人の心に迫る生徒指導

- ・集団と個を意識した指導
- ・先手の生徒指導、教育相談
- ・客観的調査結果を基にした指導

安心・安全づくり 体をきたえる子

○自己理解とめあてを持った運動

- ・検診検査結果を活用した指導
- ・基礎体力をつけるための目的ある運動
- ・外遊びの奨励

○健康安全の知識・実践力

- ・保健授業の充実
- ・命を守る実践的訓練実施
- ・万一に備えた危機回避能力育成

○生活習慣の見直し

- ・基本的生活習慣の定着
- ・家庭と連携した食育・生活習慣の見直し

○満足感・安心感・存在感を感じられる学年・学級づくり

- ・学年学級の仲間関係づくり
- ・自治力、自浄力の育成
- ・ユニバーサル教育
- ・学年集会、学年行事・諸取組

【低学年】仲間と共に活動する良さや楽しさを知る。

【中学年】仲間と共に活動する中で、互いの良さや頑張りを認め合う。

【高学年】仲間と共に全校のことを考え方、学校のリーダーとして取り組む。

いじめ問題に対する具体的取組



[教職員]

①いじめ未然防止対策委員会の設置

- ・校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・教育相談担当・学年主任

②定期的な情報交流とケース会議

- ・月ごとの職員会、毎週の打合せ会による情報交流
- ・必要に応じたケース会議
- ・指導方針の確立、確認
- ・定期的な見届け情報の確認

③職員研修の実施

- ・いじめ問題、学級経営、生徒指導にかかわる諸研修

[児童]

①子どもにつく

- ・休み時間などの校内巡視
- ・学級遊びなどの実施

②学期ごとの教育相談

- ・子どもたちの悩みや不安に対応
- ・諸調査結果を基にした懇談

③学期の諸調査、アンケートと指導

- ・客観的な調査結果による問題の発見、それをもとにした指導

④「あゆみ」を通した指導

- ・児童の日記などを基にした情報収集と指導

[保護者・地域]

① 護者への啓発

- ・PTA総会、懇談会、家庭教育学級などの機会での説明

- ・校報、通信などによる情報発信
- ・必要に応じた家庭訪問、電話連絡、懇談、夏と冬の個人懇談
- ・教育活動アンケートの実施

②学校評議員、主任児童委員・民生児童委員、PTA役員との連携

③関係機関との連携

- ・御嵩町教育委員会、中濃子ども相談センター、オアシス教室、カウンセラーなどとの報告・連絡・相談

いじめ問題発生時の対応

- 1) いじめについての情報受信、問題発生
 - ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報を管理職および生徒指導主事、学年主任に報告する。
事実確認については、組織的にあたる。
- 2) いじめられた児童から事実確認および保護者への対応
 - ・保護者の了解の下、いじめられた児童、いじめた児童、周りの児童から事実確認を行う。
 - ・事実確認に当たっては、児童の人権に配慮する。被害児童に対しては、特に時間をかけて共感的に確認する。
 - ・思い込みや憶測、先入観には十分注意し、時系列で正確な事実確認を行う。
 - ・家庭訪問をして事実確認する場合は、必要な場合は保護者に指導の不十分さを謝罪するとともに、その思いも十分に聞く。
- 3) 「いじめ未然防止・対策委員会」において、正確な事実の把握と対応方針の決定
 - ・事実確認から分かったことをもとに、全体で情報の整理を行う。
 - ・その情報をもとに、被害児童側と加害児童側、学級や学年への指導方針や指導内容を立て、共通理解する。
また、指導に当たる上での、役割分担や注意点なども確認する。
 - ・決定内容は、すぐ全職員に伝え、全校体制で取り組むことができるようとする。
- 4) いじめた児童・保護者への対応
 - ・行った行為の問題点、行為を受けた相手の心情を伝え、考えさせる。
 - ・行為の重大性に気づかせ反省を促し、謝罪の方法や今後の責任の取り方を指導する。
 - ・保護者には、いじめの解決を通して心の成長を促したい思いを伝え、協力を依頼する。
 - ・保護者にも、子どもと共に解決の取組を考えてもらう。
 - ・家庭での子どもへの接し方などについて助言する。必要な場合は、相談機関やスクールカウンセラーなどを紹介する。
- 5) 学級・学年全体への指導
 - ・事実を伝える場合は、本人と保護者の了解を得たのち、学級や学年、必要によっては学校全体で、いじめの問題点、いじめられた仲間の辛さ、傍観行為がいじめを助長することの問題性を理解させ、いじめを許さない学級・学年・学校づくりのために取り組む意識と態度を育てる。
- 6) 継続的指導
 - ・定期的に加害・被害両者の保護者に指導経過を報告する。そして、家庭での様子についても情報交換する。
 - ・全校体制で両者の児童への声かけや見守りを行い、児童の成長について情報交換を行う。
- 7) 関係諸機関との連携
 - ・常に教育委員会に事実、経緯など報告し、指導を仰ぐ。
 - ・相談機関やスクールカウンセラーとの連携を継続する。
 - ・暴力や恐喝など犯罪と関係するような場合は、警察と連携する。